

大牟田市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 大牟田商工会議所及び公益財団法人大牟田市地域活性化センターは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設立する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、大牟田市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は事務所を福岡県大牟田市不知火町1丁目4番地2 大牟田商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、大牟田市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 大牟田市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関する必要な事項についての意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) その他、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大牟田商工会議所
- (2) 公益財団法人大牟田市地域活性化センター
- (3) 大牟田市
- (4) 法第15条第4項第1号および第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第7条 委員は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあっては、その構成員の指名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、会議において委員の中から選任する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。

4 役員の任期及び任期中の変更については、第7条第2項及び第3項を準用する。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。会議の議長は会長が務める。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席で成立するものとし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 企業・団体等の構成員から指名された委員が止むを得ず会議を欠席する場合には、その構成員の企業・団体から代理として出席することができる。

4 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(部会)

第11条 必要に応じて協議会内に部会を置くことができる。

(オブザーバー)

第12条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、大牟田商工会議所が処理する。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、負担金、補助金、助成金及びその他の収入により充てるものとする。

(解散)

第16条 協議会は、大牟田市が作成する中心市街地活性化基本計画の計画期間満了をもって解散する。

2 中心市街地活性化基本計画の計画期間満了前に解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、大牟田商工会議所が清算する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は平成28年9月28日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日以降に行われる最初の協議会までとする。

3 第14条の規定にかかわらず、初年度の会計年度は、設立の日から平成29年3月31日までとする。